中長期計画において通則法第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において通則法第三十五条の十第三項第五号」とあるのは「福島復興再生特別措置法第百二十条第三項に規定する中期計画において同法第百十三条第二項第五号」と読み替えるものとする。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第二条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二に次の一号を加える。

百九十二　福島国際研究教育機構

第九条の四に次の一号を加える。

百三十八　福島国際研究教育機構

（自衛隊法施行令の一部改正）

第三条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十に次の一号を加える。

八十八　福島国際研究教育機構

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第四条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百四十　福島国際研究教育機構

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百二十四　福島国際研究教育機構

（特許法施行令の一部改正）

第五条　特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第三号ニ中「同じ。）」の下に「又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。ホにおいて同じ。）」を加え、同号ホ中「掲げる独立行政法人」の下に「又は特殊法人」を、「当該独立行政法人」の下に「又は当該特殊法人」を加える。

別表中第四十四号を第四十五号とし、第二号から第四十三号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　福島国際研究教育機構

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の一部改正）

第六条　次に掲げる政令の規定中「及び日本年金機構」を「、日本年金機構及び福島国際研究教育機構」に改める。

一　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）別表第二第七号

二　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）附則第二項第七号

三　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）第五号

四　国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（平成十九年政令第三百四十四号）第五号

五　母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成二十五年政令第三号）第五号

六　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二十二号）第二条第五号

七　雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成二十六年政令第百七十二号）第五号

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第七条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条に次の一号を加える。

百十一　福島国際研究教育機構

第四十三条第七項に次の一号を加える。

百七　福島国際研究教育機構

（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令の一部改正）

第八条　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「及び農業共済組合連合会」を「、農業共済組合連合会及び福島国際研究教育機構」に改める。

（独立行政法人等登記令の一部改正）

第九条　独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表農水産業協同組合貯金保険機構の項の次に次のように加える。

福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）	資本金

（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令の一部改正）

第十条　次に掲げる政令の規定中「日本年金機構及び日本中央競馬会」を「日本中央競馬会、日本年金機構及び福島国際研究教育機構」に改める。

一　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）第二条第六号

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百十八号）第二条第五号

（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部改正）

第十一条　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

百十一　福島国際研究教育機構

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「東日本高速道路株式会社」の下に「、福島国際研究教育機構」を加える。

（統計法施行令及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令の一部改正）

第十三条　次に掲げる政令の規定中「農水産業協同組合貯金保険機構」の下に「、福島国際研究教育機構」を加える。

一　統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）第一条

二　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）第二条